

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性カウンセリング受診助成金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第4号

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性カウンセリング受診
助成金交付規則を廃止する規則

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性カウンセリング受診助成金交
付規則（平成14年野田市規則第24号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。